

公共施設の非保有手法に関する 基本的な考え方について

令和2年12月8日
第54回 PFI推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

公共施設の非保有手法の基本的な考え方について

◆ PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）における推進施策

3. 推進のための施策

(7) その他

国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法（公共施設の非保有手法）について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等の検討を行い、公共施設の非保有手法の活用促進に向け、基本的考え方の整理や事例集作成などの環境整備を行う。

【今年度の取組】

- ・「公共施設の非保有手法」のメリットや導入による効果の検討、「公共施設の非保有手法」の活用にあたっての留意点の検討の一助とし、また方式毎に事例をとりまとめるため、ヒアリングを実施する。
- ・第4回事業推進部会（令和2年1月28日開催）における公共施設の非保有手法に関する提言やヒアリング結果等を踏まえ、基本的な考え方を策定する。
- ・地方公共団体等に公共施設の非保有手法の基本的考え方や事例を周知し、活用促進をはかる。

基本的な考え方の策定にあたっての主なポイント

- 公共施設の非保有手法について、活用が有効と思われる条件や施設、活用する際の留意事項等の検討を行い、事業方式毎に整理する。
- 事業方式別に非保有手法の導入事例について、導入経緯や課題・効果等を取りまとめ、公共施設の非保有手法の検討をはかる地方公共団体等が役立つ情報を盛り込み、活用推進を図る。

基本的な考え方の構成（案）

はじめに

「公共施設の非保有手法」
の概要

- 「公共施設の非保有手法」の概要 （各手法毎に整理）

「公共施設の非保有手法」
が有効と考えられる事業

- 令和元年度事例調査及び本年度のフォローアップ調査をもとに「公共施設の非保有手法」が有効と考えられる条件等を各手法毎に整理

「公共施設の非保有手法」
の活用にあたっての留意点

- 令和元年度事例調査及び本年度のフォローアップ調査をもとに、「公共施設の非保有手法」の活用にあたっての留意点を各手法毎に整理

「公共施設の非保有手法」
の先行事例

- 令和元年度のアンケート調査、及び本年度のヒアリング調査をもとに「公共施設の非保有手法」の先行事例を各手法毎に整理

公共施設の非保有手法の基本的な考え方策定の検討フロー

検討プロセス

第5回事業推進部会（令和2年10月19日）

1. 公共施設の非保有手法の事例調査
及び分析等

公共施設の非保有手法にかかる現状を整理し、有効と考えられる事業や
活用にあたっての留意点等を調査



2. 基本的な考え方の構成案 及び
3. ヒアリング候補先の選定

上記をもとに、基本的な考え方の構成案を作成するとともに、
ヒアリング候補先の選定



今後

4. ヒアリング

構成案・ヒアリング候補先を固めたうえで、ヒアリング項目を策定して実施

第6回事業推進部会（令和3年2月頃予定）

5. 基本的な考え方案作成

上記のヒアリング結果をまとめ、
これを材料として基本的考え方案を作成して部会で議論

(参考)「公共施設の非保有手法」の概要

- 「公共施設の非保有手法」は、大きく以下の事業方式に類型化される。

分類	契約形態	事業方式の概要
ファイナンス・リース方式	リース契約	<ul style="list-style-type: none">民間事業者は、公共施設の設計・建設を行い、施設を所有したまま維持管理を行う。地方公共団体は、民間事業者から施設をリースし、施設の運営・公共サービスの提供等を行う。
BOO方式	PFI事業契約	<ul style="list-style-type: none">PFI法に基づく事業方式である。民間事業者は、公共施設の設計・建設を行い、施設を所有したまま維持管理、運営・公共サービスの提供等を行う。
民間サービスによる代替方式	委託契約	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体は、民間事業者が所有する施設や提供しているサービスを公共サービスとして提供させる。民間事業者は、地方公共団体から施設利用やサービス提供に対する対価の支払いを受ける。
施設借り上げ方式	賃貸借契約	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体は、民間事業者が所有・維持管理している施設を賃借し、その施設を利用し、施設の運営・公共サービスの提供等を行う。

(参考) 「ファイナンス・リース方式」が有効と考えられる事業

- 今回新たに実施した民間事業者へのヒアリング調査、及び既存の調査・報告より、「ファイナンス・リース方式」は、以下のような施設等において有効と考えられる。

有効と考えられる事業・施設	理由	事業分野の例
補助金を活用できない・補助率の低い施設	<ul style="list-style-type: none">民間事業者が施設を所有することになることから、施設整備にあたり補助金等を利用できないため、<u>補助金の活用できない事業との親和性が高く、財政的なメリットが生まれやすい</u>	<ul style="list-style-type: none">暫定施設
短期的な需要の変化に対応するための施設	<ul style="list-style-type: none"><u>需要が減少した際に、施設のリースをとりやめることにより、不要な施設を所有せずに済むため</u>	<ul style="list-style-type: none">義務教育施設(幼稚園・保育園含む)高齢者福祉施設
建替・改築時の仮設建物	<ul style="list-style-type: none"><u>仮設建物の必要性がなくなった時点で、施設のリースを取りやめることにより、不要な施設を所有せずに済むため</u>	—

(参考) 「公共施設の非保有手法」の活用にあたっての留意点

- 既存の調査・報告を踏まえ、「公共施設の非保有手法」の活用にあたっての留意点及びその具体例を整理する。
- 今後、地方公共団体へのヒアリングを通じて、各手法毎の留意事項について、その対応内容も含め、より詳細に調査・検討を行う。

留意点	具体例(昨年度調査より)
事業内容の検討	<ul style="list-style-type: none">• 従来経験したことがない方式であるため、<u>スキーム作りや法的整備、リスク分担</u>が難しい。• 将来の児童生徒数の推計に変動があることから、<u>施設のリース契約期間の設定や見極め</u>が難しい。
契約時に想定していない事態が発生した場合の対応	<ul style="list-style-type: none">• <u>警備費や消防点検などの取り決めを明確にしていなかった</u>ので、建設後に協議が必要になった。• 施設設置に伴う動力用水等の契約など、<u>所有者と運営者の分担</u>について想定外の手続きが発生した。
施設を地方公共団体が所有しないことに対する抵抗感・不安感への説明	<ul style="list-style-type: none">• <u>地域との合意形成</u>• <u>議会、議員への説明</u>